

＜退職金定期預金「KOSANセカンドライフ」＞商品概要説明書

1. 商 品 名	退職金定期預金「KOSANセカンドライフ」			
2. 販 売 対 象	58歳以上の個人の方（個人事業主もご利用いただけます）			
3. 期 間	6ヵ月（おひとり様1回のご利用に限ります） ・「スーパー定期300」の自動継続（元金継続、元利金継続）、または「大口定期」の普通定期預金の取扱いができます。			
4. 預 入	預入方法	一括預入		
	預入金額	300万円以上、退職金（口座へ支給された金額）を限度とします。 ※1年以内にお受け取りの退職金に限ります。		
	預入単位	1円単位		
5. 払 戻 方 法	満期日以後に一括して払い戻します。			
6. 利 息	適用金利	<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>年0.5% (税引後0.398425%)</td> <td>年金セット 年0.7% (税引後0.557795%)</td> </tr> </table> <p>※初回満期日以降は当金庫所定の6ヵ月ものの店頭表示金利となります。 ※金利情勢等の変化その他相当の事由がある場合には、当金庫が適用金利を変更できるものとします。なお、適用金利を変更する場合は、変更内容について当金庫の店頭に掲示するほか、ホームページにてご案内いたします。</p>	年0.5% (税引後0.398425%)	年金セット 年0.7% (税引後0.557795%)
	年0.5% (税引後0.398425%)	年金セット 年0.7% (税引後0.557795%)		
	利払方法	満期日以後に一括して払い戻します。		
計算方法	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算			
7. 税 金	お利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。（ただし、マル優を利用の場合は除きます。） ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。			
8. 手 数 料	_____			
9. 付 加 可 能 な 特 約 事 項	マル優の取扱いができます。			
10. 中 途 解 約 時 の 取 扱 い	当金庫所定の普通預金利率により計算した期限前利息をお支払いいたします。			
11. 金利情報の入手方法	金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。			
12. 苦 情 処 理 措 置	<p>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある支店若しくはリスク管理部まで電話・FAX・郵送等によりお申し出ください。</p> <p align="center">～リスク管理部～ 東京都千代田区神田神保町1-40（〒101-0051） フリーダイヤル 0120-53-0775 受付時間：当金庫営業日の9時～17時 FAX 03-6739-7771</p>			
紛 争 解 決 措 置	<p>東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記リスク管理部若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）一もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク管理部若しくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>			
13. その他参考となる事項	<p>満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。お申込時に退職金のお受取金額とお受取日を確認できる書類のご提出をお願いいたします。</p> <p>※退職金受取り口座の通帳等・退職所得の源泉徴収票等 など</p> <p>(1) 退職金 本定期預金契約日までに当金庫の口座へご契約者本人の退職金が入金されていることを確認させていただきます。但し、他の金融機関で退職金を受取られていても、当金庫でお預け替えいただければご利用いただけます。</p> <p>(2) 年金セットの要件 本定期預金契約日までに当金庫で公的年金受給中、新規に公的年金裁定請求手続き、年金の受給口座の指定替え手続きまたはご予約をされている方を対象とさせていただきます。</p> <p>(3) ご契約者さまへの特典 ※優先的に年金相談会のご案内をさせていただきます。 ※税務・相続について当金庫の提携先の各専門家をご紹介します。</p>			
14. 預 金 保 険 に つ い て	<p>預金保険制度の対象となります。 預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 （当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます。）</p>			